

毛利氏とその家中

山谷 孝光

(平 雅行ゼミ)

はじめに

一章 「家中」成立の過程

一節 元就家督相続と権力の強化

二節 井上元兼誅伐による「家中」の成立

二章 「家中」の拡大と構成

一節 防長征服時点の毛利氏「家中」

二節 正月佳例書からみる「家中」の構成

三章 「御四人」体制の成立

おわりに

はじめに

鎌倉幕府創業の重臣大江広元の四男季光は、相模国毛利荘を所領とし、毛利氏を名乗った。ここから毛利氏の歴史が始まる。安芸国へ移ったのは、季光の孫時親の代である。元春の時代には、將軍足利義詮から吉田荘を安堵されたことで、毛利氏惣領としての地位を確保した。

戦国期に入ると、毛利氏は国衆から戦国大名へと成長した。中でも、元就の功績は大きい。元就は、弘元の次男として生まれたため、当主の跡継ぎではなかった。ところが、兄興元が二四歳の若さで亡くなり、その子の幸松丸も九歳で亡くなった。元就は、幸松丸の後見人であったことから家督を継ぐことになる。興元と幸松丸の早逝は毛利氏の危機であったが、元就はこの危機を乗り越え、一代で毛利氏を戦国大名へと成長させた。

元就の死没後は、孫輝元が当主を継ぐことになる。しかし、まだ若い

輝元の権力は弱く、小早川隆景・吉川元春・福原貞俊・口羽通良氏の「御四人」体制によって、輝元は領国経営にあたった。この「御四人」体制は、豊臣氏の配下になるまで継続されている。毛利氏にとって、元就の存在が大きいのが分かる。

本稿では、毛利氏の「家中」の成立と展開について、先行研究をもとに検討したい。

「家中」とは、戦国期の大名直属の家臣団の総称である。菊池浩幸氏によると、「家」支配権を有する者の下に、領主層が結集したことによる地域的結合である。室町期の支配体制は、「一家中」の盟約によって、形成されている。その中で、公的な権限を独占的に掌握することで庶子の上に立ち、「一家中」内の地位を占めていた。応仁の乱後は、室町幕府の分裂により、惣領的支配が弱まったことで、「一家中」内で対立が生じた。「一家中」のあり方が変化する中で、近隣の国人や土豪が新たに惣領の被官になったり、逆に譜代家臣が惣領の支配から自立する者もいた。このように、血縁的な「一家中」から地縁的な「家中」へと変容することになる^①。

毛利氏「家中」の研究は、①一揆的結合のままであった。②一揆的結合から毛利氏専制下の結合へと変わっていった。と考えるかで意見が分かれている。戦国期は、室町期の血縁的連合体から、近世的な縦への移行期であるため、どちらの要素も含まれている。

毛利氏については、多くの研究の蓄積がある。代表的な論集として、藤木久志編『戦国大名論集一四 毛利氏の研究』^②、岸田裕之編『戦国大名論集六 中国大名の研究』^③、村井良介編『論集戦国大名と国衆一七 安芸毛利氏』^④、が挙げられる。単著では、岸田裕之『大名領国

の構成的展開」⑤、同『大名領国の経済構造』⑥、同『大名領国の政治と意識』⑦、秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』⑧などが挙げられる。

本稿では、これらの先行研究を踏まえて、第一章では、二つの連署起請文から「家中」成立の時期について検討する。第二章では、陶隆房の挙兵から防長征服までの毛利氏の動きを取り上げ、防長征服が完了した時期に出された弘治起請文から「家中」の拡大について検討する。次に、正月佳例書から毛利氏「家中」の構成について述べる。第三章では、輝元の領国経営のために元就が構築した「御四人」体制について取り上げる。そして最後に、元就没後、輝元が出した毛利氏の掟から、輝元の権力と「御四人」の役割について述べる。

第一章 「家中」成立の過程

第一節 元就家督相続と権力の強化

本章では、高橋氏討滅と井上元兼誅伐による毛利氏「家中」の成立について検討する。

まずは、岸田裕之氏と池享氏の研究をもとに、幸松丸死去による元就家督相続と高橋氏討滅について概観しておこう。

大永三年（一五二三年）に当主幸松丸が死去すると、宿老たちは合議によって元就に家督相続を要請した。この合議は志道広良の主導で行われ、七月十九日に渡辺勝・井上元兼・志道広良の使者が多治比へ出向き、元就に家督継承を要請した。七月二十五日には、元就の家督受諾を慶ぶ一門・譜代一五名の連署状が作成された。この署判者には、井上氏が五名記載されており、家臣の中でも井上氏の力が大きかったことが分かる⑨。

また、一部の家臣が尼子氏と結び、異母弟の相合元綱の擁立を画策したが、討伐されている。このように家臣の自立性が強く、外部と結び、内部対立が発生している状態の中で元就は、当主の座に就いた⑩。

毛利氏は、大永二年（一五二二）から尼子氏に服属していたが、大永五年（一五二五年）に大内氏に服属するようになる。これは、志道広良と大内氏重臣陶隆房が通じていたことが最大の原因であった。大内氏服

属後の元就は、大内氏の国衆連合の盟主の地位にある高橋氏に目を向けた。高橋氏は兄興元の正室の実家であり、元就の娘の一人は人質として高橋氏に差し出されていた。

享禄二年（一五二九年）、高橋氏当主興光の父（弘厚）が尼子氏と通じていたことが発覚したため、高橋氏の拠城を毛利氏・和智氏・大内氏の連合軍が攻略し討滅した。元就はこの討滅を機に、毛利氏内の当主の権力強化を図るようになる⑪。

高橋氏討滅から三年後の享禄五年（一五三二年）に、福原広俊以下三二名連署起請文が出された⑫。

【史料①】

謹言上候、

一 御家来井手溝等、自然依_レ洪水_一、年々在所々々相替事多々候、然時者、井手者見合候而、不_レ論_二自他之分領_一、せかせらるへき事可_レ然候、溝者改掘候者、田畠費候へても不_レ可_レ叶候之条、みそ料をハ相当可_二立置_一事、

一 各召仕候者共、負物に沈、傍輩間へ罷却候而居候へハ、其負物者すたり果候間、不_レ可_レ然候、他家他門へ罷却候ハん事者、無_二是非_一候、於_二御家中_一如_レ此候ハん儀をハ、互_二無_一御等閑_一申談候而、有様二可_レ有_二沙汰_一事、

一 悴被官、小中間、下人二至而、其主人々々のよしミを相違候而、傍輩中え走入々々、構_二聊尔_一候儀、口惜子細候間、如_レ此企之時者、本の主人々々に相届、依_二其返事_一、取捨之両篇、可_レ有_二覚悟_一事、右条々、自今已後、於_二違犯輩_一者、堅可_レ被_レ成_二御下知_一事、対_レ各可_レ忝候、若偽候者、（中略）天満大自在天神部類眷属神罰冥罰、於_二各身上_一可_レ罷蒙_一也、仍起請如_レ件、

享禄五年七月十三日

福原左近允 廣俊（花押）

志道上野介 廣良（花押）

（以下三十名連署省略）

粟屋孫次郎殿

この起請文は、冒頭に「謹言上候」と記され、誓約内容の三箇条のあとに神文が続く。違反した者は、元就の処罰を受け入れることを承諾したものである。

署判者には、井上氏が九名と多く、毛利氏内において井上氏は、強い力をもっていたことが分かる。ただし、井上氏惣領の井上元兼が署名していないことから、菊池浩幸氏は、これを「家中」成立を表す史料ではないと判断した¹³⁾。

井上氏に対して毛利氏は、「我々などは、井上者共ニ、興元死去以来及四十年、悉皆彼者共を主人ニ仕候而こらへ候、其内之口惜さなどは、いかばかりとおおほしめし候哉、既四十年之事情間、長々敷かんにん、申もおろかに候く」と述べていることから¹⁴⁾、石井進氏は、毛利氏が主君として臨んでいるものの、家臣団の連合体がかつきあげた権力者であるため、この享禄起請文段階の毛利氏は「プリムス・インテルパレス」(同輩中の第一任者)でしかないとした¹⁵⁾。

他の署判者には、高橋氏一族の北就勝や高橋氏被官の佐々部式部少輔が署判していることから、毛利氏が旧高橋氏家臣を取り込むことに成功したことがわかる。

誓約内容は、(1)在所の井手が洪水によって、灌漑・用水を整備する場合は、共同で行うこと。(2)負債を負って毛利氏家臣のもとに逃げた家人を返すこと。(3)被官、中間、下人が逃亡した場合は、本主に報告を行い、本主の下に返すか、本主が放棄するかを決めることが書かれている。

岸田裕之氏は、この享禄起請文は、毛利氏の中で在地支配を共同して行う法的秩序が初めて成立したことを物語っており、限定的に「家中」が成立した¹⁶⁾、と述べている。

松浦義則氏は、一条目は毛利氏の「家」支配の変質を示し、二条目は「家中」の成立を表す内容であり、三条目が「家中」の内容を示す史料であると捉えた上で、相互の誓約に違反した時しか権力を行使することができないため、毛利氏は調停者の地位を抜け出すことができなかった¹⁷⁾、と述べている。

一方で、朝尾直弘氏は、享禄起請文について次のように述べている。
①この時期の毛利氏は、「公儀」の萌芽状態であり、在地領主の一揆結

合から大名「家中」への移行形態にある。②「家中」の基本的性格は一揆結合にあるため、在地領主たちが相互の誓約に違反した場合のみヘゲモニーを発揮することができただけで、調停者の地位を抜け出すことができなかった¹⁸⁾。

以上、高橋氏討滅後に出された享禄起請文は、違反者の処分権を毛利氏が握っていることから、当主の権力は強化されている。また署判者には、高橋氏の一族や被官であった者が署判しており、毛利氏が安芸国側の高橋氏旧領を支配することに成功したことがわかる。しかし、井上氏惣領である井上元兼が署判しておらず、この段階では「家中」が成立したとは言えない。享禄五年(一五三二年)の毛利氏は、調停者の立場でしかなく、下からの権力委任のままである。このことから、享禄起請文は「家中」成立の移行形態を表す史料と位置づけられる。

第二節 井上元兼誅伐による「家中」の成立

天文十九年(一五五〇年)元就は、有力家臣である井上元兼の誅伐に踏み切った。

井上氏は、南北朝時代から吉田盆地南部に本拠を置く土豪である。元就の曾祖父熙元の時代には、毛利氏と婚姻関係を結ぶ。また弘元時代には、元兼の父光兼が毛利氏の紋を使用することを許され、同紋衆に加えられている。明応六年(一四九七年)弘元から給所を与えられてからは、近習の奉公を誓い、毛利氏の譜代家臣としての性格を強めた¹⁹⁾。

では、なぜ元就は、井上元兼の誅伐に踏み切ったのか。誅伐後に出された罪状書には、(1)評定などに呼び出しても来ない。(2)正月のあいさつにこない。(3)元就の意向を伺わずに隠居をした。しかし、給地を支配しており、公儀にのみ奉公していなかった。(4)段銭・段別を調納しない。(5)城誘・諸普請に応じない。(6)公領の代官を命じたが、納めずに押妨した。(7)傍輩の所領を押領した。(8)寺社領を押妨した。(9)着座の席次を乱した。(10)内者に喧嘩をさせ理非によらず勝を与えた²⁰⁾等の罪状が記載されている。つまり、譜代家臣としての義務を怠り、毛利氏を蔑ろにしていた、という。

井上氏の横暴に対し元就は四十年以上も耐えてきたが、その無念を晴

らし、この横暴が次代に引き継がれないようにした。元就は、このような理由で井上元兼の誅伐に踏み切ることになる⁽²¹⁾。

天文十九年（一五五〇年）、井上元兼誅伐後に福原貞俊以下二三八名連署起請文が毛利氏に提出された⁽²²⁾。

【史料②】

言上条々

- 一 井上者共、連々輕^ニ上意^ニ、大小事恣^ニ振舞候^ニ付、被^レ遂^ニ誅伐^一候、尤^ニ奉^レ存候、依^レ之、於^レ各聊不^レ可^レ存^ニ表裏別心^一之事、
- 一 自今以後者、御家中之儀、有様之可^レ為^ニ御成敗^一之由、至^レ各も本望^ニ存候、然上者、諸事可^レ被^ニ仰付^一趣、一切不^レ可^レ存^ニ無沙汰^一之事、
- 一 御傍輩中喧嘩之儀、殿様御下知御裁判、不^レ可^レ違背申^一事、
- 一 付、閣^ニ本人^一、於^ニ合力仕之者^一者、從^ニ殿様^一可^レ被^ニ仰付^一候、
- 一 左様之者、親類縁者輩之者共、兎角不^レ可^レ申^一之事、
- 一 付、御家来之喧嘩^ニ、具足にて見所より走集候儀、向後停止之事、
- 一 御弓矢^ニ付而、弥如^ニ前々^一、各可^レ抽^ニ忠節^一之事、
- 一 仁不肖^ニ傍輩を嫉み、けんあらそいあるへき者ハ、上様よりも傍輩中よりも、是をいましめ候はん事、
- 一 於^ニ傍輩之間^一、当座々々何たる雖^ニ子細候^一、於^ニ公儀^一者、参相、談合等、其外御客来以下之時、可^レ調申^一之事、
- 一 喧嘩之儀、仕出候者、到^ニ注進^一、其内ハ堪忍仕候而、可^レ任^ニ御下知^一之事、
- 一 一人沙汰之事、
- 一 男女共^ニ、
- 一 牛馬之儀、作を食^い候共、返し可^レ申候、但^ニ三度はなし候て^一候者、其牛馬可^レ取^レ之事、
- 一 山之事、往古より入候山をハ、其分^ニ御いれあるへき事^一、
- 一 河ハ流より次第之事、
- 一 鹿ハ、里落ハたをれ次第、射候鹿ハ、追越候者可^レ取^レ之事、
- 一 井手溝道ハ、上様之也、

從^ニ上様^一弓矢^ニ付而条々

一 具足数之事、

一 付、御動^ニ具足不^レ着もの、所領御没収之事、

一 弓之事、

一 付、感之事、

一 可^レ有^ニ御褒美^一所を、上様^ニ於^レ無^ニ御感^一者、年寄中として可^レ被^ニ申上^一之事、

一 内々御動之用意候て、被^ニ仰懸^一候者、則^ニ罷出^一之事、

一 御使之時、同前之事、

以上

右条々、自今以後、於^ニ違犯輩^一者、堅^レ可^レ被^レ成^ニ御下知^一事、對^ニ各可^レ忝候^一、若此旨偽候者、(中略)天満大自在天神部類眷屬神罰冥罰、於^ニ各身上^一可^レ罷蒙^一也、仍起請如^レ件、

天文十九年七月廿日

福原左近丞

貞俊(花押)

志道太郎三郎

元保(花押)

(以下二三八名連署省略)

この天文起請文の条文の内容は、次の通りである。

- 「言上条々」には、(1)井上氏の横暴に対して、誅伐したことが尤である事、(2)今後の家中の事について、御成敗がなされることを承諾した事、(3)仲間同士の喧嘩は、殿様の命令や判断に背いてはいけない事、(4)合戦については、これまでと同様に各々が一層忠節を尽くす事、(5)不肖の者で、仲間を妬み、争いをする者は、上様よりも、仲間よりも、戒める事、(6)仲間の間でどのような事情があつても、公儀の事は談合を行い、お客が来たときは協力する事、(7)喧嘩をした者は殿様に報告をし、現場では我慢して殿様の命令に従う事、(8)人返し之事、男女共に、(9)牛馬が作物を食べても返す事、但し、三度放置して作物を食べた場合は、自分のものにしてよい事、(10)山の事、往古より入っている山は、其の範囲内に入つ

て良い事、(11)川は流れに従う事、(12)鹿は、里落ちの場合は、倒れた所の者が取る。射られた鹿は射た者が取る事、(13)井手と溝道は上様のもの。

次に「従上様」弓矢二付而条々」には、(14)具足敷を出陣の時に着けなかつた者は所領を没収する事、(15)弓の事、感の事、(16)褒美を上様に貰えなかつた場合は、年寄中に申し上げる事、(17)内々の出陣の用意は、出陣の命が出たらすぐに出陣する事、(18)御使いの時は前の内容と同じ、との十八条が書かれており、享禄起請文同様に違反者の処分権は、毛利氏が握っている。

この起請文は、井上元兼の誅伐後に出されたもので、「言上条々」と「従上様」弓矢二付而条々」の二つに大別される。

菊池浩幸氏は、①「言上条々」には、家臣から毛利氏へ要求し、「従上様」弓矢二付而条々」には、毛利氏が家臣に要求したものである。②井上元兼誅伐によって毛利氏の体制的危機を共同で克服したことで「家中」が成立した⁽²³⁾と述べている。

次に署判者は、一三二八名の毛利氏家臣が署名しており、享禄五年(一五三二年)の起請文と比べて段違いに多いことが分かる。

この起請文の条文中に「上様」と「殿様」の二つが使い分けられている。加藤益幹氏によると、「上様」は元就にあたる。元就は主従に関する事と、軍事指揮権や恩賞権を持っていた。次に、「殿様」は嫡子隆元にあたる。隆元は、「公儀」の中樞を統治する権限を持つている⁽²⁴⁾。

第二条について朝尾直弘氏は、「至」各も本望ニ存候」の部分に着目し、この時点では、「下知」に服従することが、家臣たちの共同利害にかなうものである⁽²⁵⁾、と述べている。これに対して、池享氏は、井上元兼の誅伐という血の粛清を行ったことで家臣は毛利氏に対して恐怖を抱くようになったことから、「本望」という言葉に主体的意志はなく、朝尾氏の見解は読み込みすぎだ⁽²⁶⁾、と批判的である。

続いて朝尾氏は、①五条目の「上様よりも、傍輩中よりも」の部分と、②十六条目の軍功が認められない時は、年寄衆の上申を認めていることから、上意に対する「公儀」の独立性を示している、と解した。そしてこのことから、「公儀」はなお家臣団の共同利害によって支えられており、下から規制・委任のままである⁽²⁷⁾、と述べている。

これに対して池氏は、五条と十六条目は、公権力の執行機関ではないため、家臣の独立性を表しているとは言えない⁽²⁸⁾、とここでも意見が対立している。

一方で石井進氏は、十六条目は元就の恣意を家臣団が制約するものであり⁽²⁹⁾、毛利氏の「家中」は成立したが、一元的な体制ではないことを表しているとした。

この天文起請文が出された翌年の天文二十年(一五五一年)には毛利氏番長が出されている。さらに天文二十一年には五間たまり所番衆の勤番、天文二十二年には元就・隆元軍法書や具足さらへに基づいて具足注文が作成されるなど、多くの服務規律が作成されている。この法整備について岸田氏は、天文起請文によって「家中」統制の法整備を進める基盤が強化された⁽³⁰⁾、と述べている。

以上、この天文起請文は、享禄起請文と比較して、①喧嘩・所領・人返しなど、家臣の日常に関する問題解決の条文が多いこと、②戦争における毛利氏の軍事指揮権を確認していることから、元就の権力はさらに強化されたことが分かる。署判者も享禄起請文より多く、当時の毛利氏家臣のほとんどに浸透している。

また第二条では、毛利氏が「家中」への成敗権を行使できる、と定められている。このことから、天文起請文が「家中」の成立を示す史料と言える。しかし、褒美がもらえない場合は、年寄中に上申することができるため、一元的な体制ではないことが分かる。

また、家臣が毛利氏に要求した「言上条々」と、毛利氏が家臣に要求した「従上様」弓矢二付而条々」の二つに大別されていることから、「家中」が重層的な領主層の結集体であることが分かる。毛利氏「家中」は、井上氏誅伐という体制的危機を、毛利氏と家臣が共同で克服したことで成立した。そして番長・軍役などの服務規律が定められ、「家中」統制の法整備が進められた。

第二章 「家中」の拡大と構成

第一節 防長征服時点の毛利氏「家中」

本章では、防長征服が完了した弘治三年（一五五七年）段階の毛利氏「家中」について検討する。まずは、陶隆房の挙兵から防長征服までの過程を河合正治氏・池享氏の研究をもとに概観していく。

大内義隆は出雲遠征の失敗後、京都から公卿や芸能人たちを招き寄せ、文学・芸能などの公家生活に親しんだ。軍事よりも文事への没頭は、多くの家臣たちの反感を買うことになる。さらに、文治派の外様出身相良武任に政治を任せたことで、武断派である陶隆房は相良と対立し、義隆とも反目するようになる。しかし、天文十八年（一五四九年）陶隆房は相良武任と結び、天文十九年に陶・内藤・杉の大内重臣連合が結成された³¹。そして彼等は天文二十年八月に挙兵し、義隆を長門国深川の大寧寺に追い詰め、九月一日に自刃に追い込んだ。

当時の毛利氏は、井上元兼を誅伐したところであった。そして、陶隆房から義隆を当主からおろし、義尊を当主にする計画に協力するように、との申し入れが届いた。

毛利氏は、いち早く陶方につき、新大内氏の麾下に入った。陶晴賢は、天文二十三年十月頃に吉見攻めを始めるとし、毛利氏にも参陣を命じた。この参陣命令に対し、元就・隆元は、重臣たちと評議を重ねた。元就は、①命令に応じなければ晴賢に内心を疑われる。②陶と対決するには兵力差が大きく、尼子と陶との挟み撃ちになる危険性が高いと考え、参陣するつもりでいた。ところが、嫡子隆元は元就出陣に反対した。吉見討伐が終われば、次の危険人物として元就が抑留される可能性を隆元は払拭できずにいた。元就を失えば、毛利氏は滅亡する。そこで、自分が名代として出陣することを提案するも、結論が出せないまま年を越した。

天文二十三年三月に晴賢は、予定通りに吉見討伐を起こした。そして参陣していない国衆に督戦の使僧を派遣した。ところが、毛利氏に忠節を誓っていた国衆の平賀広相は、この使僧を捕え毛利氏に引き渡した。この行動は、毛利氏と共に陶氏と決別する意思表示であった。さらに、福原貞俊ら重臣たちも、今こそ安否を賭けて陶氏に挑むべきと主張した。

この国衆と家臣の積極的姿勢に元就は勝機を見つけ、五月十一日に隆元と連名で陶氏・大内氏と決別する書状「防長引分」を安芸国衆たちに送る。六月十二日に吉川・小早川・熊谷家などの軍勢三千余が広島湾に出陣し、銀山城・己斐城・草津城・桜尾城を攻略したことで、安芸西部の広島湾を一日で制圧した。

晴賢は、石見の陣中でこの報せを聞き激怒した。腹心の宮川甲斐守を討伐に向かわせるも、毛利氏の勝利に終わる。宮川敗死の知らせが届くと晴賢は、事態の深刻さに気づき、吉見との停戦を成立させ、山口に戻り毛利氏との決戦の準備に入る。その後、毛利氏と陶氏は、弘治元年（一五五五年）の厳島で戦い、毛利氏が圧勝した。そして、大内義長率いる抵抗勢力が防長各地にいたため、毛利氏は急いで岩国に進出して防長の抵抗勢力を掃討した。弘治三年四月三日に且山城が陥落し、大内義長・隆世が自刃して、防長征服が完了した³²。

それから間もない弘治三年十二月二日に福原広俊以下二四一名連署起請文が出された³³。

【史料③】

被^レ仰出趣、存^レ其旨、各言上事、

一 御家中軍勢狼藉之事、雖^レ被^レ成^レ御下知、無^レ停止一候、然間、於^レ向後者、狼藉仕候者事、誰々内者共、則時可^レ被^レ討果一事、一 向後陳抔被^レ仰付一問敷候、於^レ背^レ此旨一輩上者、是又右同前可^レ被^レ仰付一事肝要候、

為^レ自以後之一、以^レ連署一言上候、

右言上之趣、八幡大菩薩、嚴嶋大明神可有^レ御照覽一候、仍誓文如件、

弘治三年十二月二日

福原左近允（花押）
志道大藏少輔（花押）

（以下二三八名連署省略）

この起請文には、(1)軍勢狼藉の禁止、(2)陣払いの禁止が書かれている。毛利氏から命令されており、家臣たちはこの誓約内容を承諾している。そのため、毛利氏が違反者の処分権を握ったことを示している。署判者

数は、天文起請文の二三八名に比べ、弘治起請文は二四一名と三名増加している。新しく署判に参加した氏は五三氏あり、安芸国衆の庶子天野氏・熊谷氏、天文末から合戦に参加した高田郡の旧在地領主の市川氏・増原氏、佐東郡の植木氏などである。

池享氏は、新しく署判された氏について、次のように主張する。①陶氏との決戦や防長征服など軍事動員を強化するために積極的に在地領主を家臣としてとりたて知行を結んだ。②このような軍事力の強化が、限定的に「家中」を拡大させた。③旧大内氏家臣は毛利氏と知行を結んでいるが、「家中」に含まれる史料がなく、軍事指揮下に属して封建的主従関係を結んでいるだけで「家中」には含まれない³⁴⁾。以上が池氏の見解である。

菊池浩幸氏は、「家中」の拡大について、①追加された氏の中で、熊谷氏・天野氏など賀茂郡を中心に本拠を持つ領主が多く署判しており、地域的結合を維持したまま「家中」の一員になっている。②毛利氏は、「衆」を維持したまま一括して編入することで、「家中」を固定化せずに地域的に拡大することができた³⁵⁾、と述べている。

次に署判者が減少した氏をみてみると、坪井氏は天文起請文では一〇氏が署判しているが、弘治起請文では二氏に減少している。このように、天文起請文に署判した八三氏の内二二氏が弘治起請文では、減少している。また、西谷・別作・藤井・板屋氏など二四氏が署判から姿を消している。この七年の間に、陶隆房の挙兵、陶氏と毛利氏の対決、陶氏与党の掃討など重大な政治的事件が相次いだ。菊池氏が指摘するように、弘治三年の起請文に署判していない人々は、この戦争の犠牲者と思われる³⁶⁾。ただし、厳島の戦いで勝利するまでの毛利氏は、大内氏・尼子氏に比べ力が劣っている。そのため、消えた氏に関しては、毛利氏を裏切った可能性もあるだろう。

以上、この弘治起請文は、安芸国衆の庶子熊谷・天野氏など五三氏が新たに署判していることから、「家中」は固定化されずに拡大に成功したことが分かる。次に天文起請文に署判している氏の中で、弘治起請文で減少した氏は、防長征服などの多くの戦による犠牲者ではないかと思われる。毛利氏は、軍事面から「家中」を拡大することに成功した。

次に弘治三年十二月二日の毛利元就外十一名契状から、この時点での毛利氏と国衆の関係について検討したい³⁷⁾。

【史料④】

申合条々事、

一 軍勢狼藉之儀、雖堅加三制止、更無三停止之条、於三向後、此申合衆中家人等、少茂於レ有「狼藉」者、則可三討果一事、
一向後陳払仕間敷候、於下背「此旨」輩上者、是又右同前可三討果一事、
一 依三在所、狼藉可レ有「不苦儀」候、其儀者以「衆儀」可レ免事、
八幡大菩薩、厳嶋大明神可レ有「御照覽」候、此旨不レ可有「相違」候、仍誓文如件、

弘治三年十二月二日



図1、毛利元就等十二名傘連判状

この史料には、(1)軍勢狼藉の禁止、(2)陣払いの禁止、(3)在所によって狼藉をした場合は、衆義を行い許す事、の三箇条が記されている。形式は図1のように、元就・隆元ら一二名の国衆が傘連判契状の形で署判している。

矢田俊文氏は、元就と隆元が傘連判契状の一署判者であることから、彼等は安芸国衆と同格の存在である³⁸、と述べている。池亭氏も同様に、傘連判を行った国衆が「申合」せるといふ形式から、違反者の処分権もそれぞれの誓約者が握り、特例措置も衆議で決定することから対等な関係である³⁹、と述べている。

一方で菊池浩幸氏は、史料④の前に作成された弘治三年「毛利元就外七名連署契状」から毛利氏と国衆の関係を検討した⁴⁰。

菊池氏は、弘治契状と弘治起請文(史料④)の二つを検討して、次のように述べている。①弘治契状には、違反した家臣の処分権を各国衆に任せているとは言えず、「申合」を前提に、各署判者が、どの国衆の家臣でも処分できる規定を表している。②弘治契状は、軍勢狼藉などの違反者を処分する際には、各国衆の家内中に違反した者がいた場合でも、勝手に処分することはできなかったことを示している。③国衆の軍事動員と指揮権を起点に「家中」への介入を図り、毛利氏「家中」へと包摂していく過程であることから、弘治三年時点の毛利氏と国衆の関係は、同格の存在ではないと結論づけた⁴¹。

傘連判の形式で出されていることから、弘治三年(一五五七年)時点の毛利氏は、国衆を「家中」に編入することができなかったことを表している。しかし、傘連判が出される前に作成された弘治契状には、違反者がどの家臣でも「申談」で処分できることから、国衆を軍事面から「家中」に編入し始めたと言える。この傘連判があるとはいえ、毛利氏と国衆の関係は、これまで通りの対等な関係ではなくなっている。

第二節 正月佳例書からみる「家中」の構成

次に、弘治三年の正月佳例書から毛利氏「家中」の構成について検討する⁴²。

【史料⑤】

元三 御寒酒通り握銭あり

握銭之衆 国司右京亮 兼重弥三郎 粟屋孫次郎

通りハ吉田・多治比・中馬・山手・小山衆

付り、中間衆 小もの衆 馬屋衆 右同前握銭もあり

小座敷左衆

熊谷少輔九郎 天野少輔四郎 福原内蔵助 桂左衛門大夫 兼重弥

三郎 桂源右衛門

小座敷右衆

渡辺小三郎 赤川十郎左衛門 粟屋縫殿丞 国司右京亮 飯田与三

次郎 赤川左京亮

粟屋孫次郎 粟屋右京亮 長井右衛門大夫 庄原新三郎 長沼宮内

少輔

渡辺新右衛門 児玉三郎右衛門 粟屋余十郎 児玉四郎兵衛

二日 親類衆座敷

福原左近允 桂能登守 長屋小次郎 志道大蔵大輔 志道刑部少輔

坂少輔六郎

同相伴衆

飯田与三次郎 渡辺小三郎 国司右京亮

親類衆之外、門田三河守之類外様、并親類衆子共衆召加候事候へ共、

五日 外様衆座敷

人数難定候、其時人差二て可三召出一候、たまる所之伺公衆之内よ

りも可三召出一事、此時握銭あり、

国司右京亮 飯田与三次郎 粟屋孫次郎

六日 麗まハリの寺家衆

七日 惣郷まハリの寺家衆

八日 国衆之使者披露

平賀新九郎 阿曾沼少輔十郎 熊谷兵庫頭 天野藤次郎 天野中務

大輔

天野左衛門尉 出羽民部大輔

此衆近年も使者あり、来年ハ所々より使者あるへし、氣遣勿論之事、

十一日 連歌 名代 福原左近允

其外例式之分

十三日 宍戸左衛門尉并中郡衆之礼日

来弘治四年正月付之前、氣遣専一二候也

十二月十日

元就（御判）

隆元（御判）

（以下五名署名省略）

矢田俊文氏は、①本人が拝賀に来た者が毛利氏の「家中」である、②拝賀の遅速は、毛利氏との人格的結合の強い順に日時が定められている^⑬、と述べている。井上元兼罪状書では、「正月のあいさつにこない」^⑭ことを罪状に挙げている。そこからすれば、正月の拝賀に本人が来た者を毛利氏「家中」と考えてよい。

八日の国衆は使者を派遣していることから、毛利氏の「家中」に含まれないことになる。しかし、十三日に宍戸氏本人が拝賀に来ている。

矢田氏によると、宍戸氏は吉田に近い下甲立に本拠地があり、元就長女の夫でもある。距離的にも血縁的にも近いいため本人が拝賀に来たのであり^⑮、例外と判断した。

矢田氏は、⑦拝賀にきた者とその拝賀の遅速、①拝賀に来ていない者、②座敷に上がる者、④座敷に上がらない者、に分類した。

元日の⑦⑧は、毛利氏側近の官僚層である。⑦⑧は、毛利家の日常生活の維持や運営を業務とする下層の家臣である。次に二日の⑦⑨の親類衆は、毛利氏一族であるが、毛利氏の姓を名乗れなくなった一族の惣領である^⑯。

五日の⑦⑨は、外様衆である。村田修三氏はこれを、尼子・大内氏の旧家臣に分類している^⑰。河合正治氏も同様に、尼子・大内氏の旧家臣を外様に分類している^⑱。しかし、二日に「門田三河之類外様」と親類衆と同じ日に拝賀に来ている。

門田氏について矢田氏は、毛利氏の一族麻原氏の分流で、親類衆に当たると判断された。そのため、外様家臣は、尼子・大内氏だけでなく、安芸国高田郡に居住し座敷に上がり拝賀を行う毛利氏の「家中」も外様と判断している^⑲。

次に菊池氏は、正月佳例書について次のように主張する。正月佳例書

には、「親類衆」「中間衆」などの身分的關係を示す以外にも、「中郡衆」などの地縁的關係を表わすものがある。中郡衆とは、三篠川地域に本拠がある内藤・秋山・三田・井原氏を指している。元日の「とをり」や「にきり銭」を拝領する近習クラスが「吉田衆」「多治比衆」など地域的に分けられている。このことから、毛利氏「家中」は、地縁的領主集団を指す「衆」の複合である。特別な事情がない場合は、「家中」の構成を「衆」として把握していた、と菊池氏は考えている^⑳。

まとめると、毛利氏「家中」は、拝賀の遅速で毛利氏との結びつきの強弱が分かる。また、外様家臣は、旧尼子・大内氏家臣だけでなく、高田郡内に住んでおり、座敷に上がり拝賀を行う者も外様に分類される。また、身分的關係を表す「親類衆」と、地縁的關係を表す「中郡衆」も、「衆」として認識されている。このことから、名前で記載されている者は、毛利氏「家中」の中でも特に重要な家臣であり、他の家臣は「衆」としてまとめて記載されていた。

第三章 「御四人」体制の成立

本章では、輝元の当主相続にともなう「御四人」体制について検討する。まずは、輝元の当主相続と「御四人」体制構築について、光成準治氏の研究をもとに概観しておこう。

輝元は、元服後に形式的に毛利氏の当主となる。しかし、当主としての権限を輝元にすべて移行することは難しく、元就が当主の権能を担うことがほとんどであった。元就は、輝元に領国経営を任せて隠居を検討していた。しかし、譜代家臣すら統制できない輝元の状態では隠居することができなかつた。そのため、輝元の当主相続後も元就を中心に領国経営が行われていた。しかし、元就死没後の毛利氏領国を安定させるため、新たに「御四人」体制を構築した。

「御四人」とは、吉川元春・小早川隆景・福原貞俊・口羽通良の四人である。吉川元春は、元就の次男で国衆吉川家の当主である。小早川隆景は元就の三男で、国衆小早川家の当主である。この二人は、毛利家と

同格の国衆当主であるため、毛利氏「家中」に含まれない存在である。

次に福原貞俊は、毛利氏庶家の筆頭格福原家の惣領である。口羽通良は、元就擁立の中心的役割を果たした志道広良の次男または弟で、石見国口羽村に所領があったことで口羽と名乗った。この二人は、毛利氏庶家の代表のため、毛利氏「家中」の最高位である。

この「御四人」体制は、輝元の諮問機関であり、当主の権限を制限するもので、官僚機構はこの四人によって規制されていた。輝元政権は、輝元の意志を反映することが困難なシステムで始まる。

元龜二年（一五七一年）六月十四日に元就が死没し、輝元は正式な当主となる。しかし、元就が導入した「御四人」体制が継続され、輝元に権力が集中することはなかった。

輝元と「御四人」の関係は、元龜二年六月二十六日付け粟屋元種宛て「御四人」連署状で「此間洞春様如被_レ仰付_一候上」や「洞春様如_二御手次_一可_レ被_レ仰付_一事」とあるように、元就の権威を持ち出すことで、輝元が「御四人」の意見を拒否できないようにしていた。冒頭に「乍_レ恐言上仕」と低姿勢ではあるが、「御同心之御返事可_レ被_レ仰聞_一候」には、「御四人」を最高意思決定機関とした政権運営に同意するように迫る高圧的な態度を表している^①。

元龜三年に輝元は、「御四人」との協力のもとで毛利氏掟を作成した^②。

【史料⑥】

「掟之條敷」

年寄衆奉行之者申聞条々之事

一 在城之事

一 不_レ謂_二親子同名縁類_一、不_レ可_二眞眞偏頗_一之事、

一 從_二自国他国_一、使者飛脚到来之時者、其取次々々、何たる難_レ去

私之用候共、其使飛脚召つれ罷出、返事相調、可_二差返_一候、但

又各以相談之上、於_二相澄儀_一者、評定衆可_二相揃_一間、使者飛脚、

其取次之者懇に可_二会釈_一之事、

付、番手之時者、何たる自用之儀候者、掟と可_二祇候仕_一之事、

若相煩儀候者、檢使申請、養生之趣可_レ見せ事、

付、談合之時者、番手ハ勿論、非番之も悉罷出、可_二祇候_一事、

一 申出す儀、はねあわす、身に引懸、可_二執採_一之事、

付、不_レ惜_二一命_一、人のにくみを受けて、公儀ために可_レ然様、

裁判可_レ仕之事、

一 諸公事并諸愁訴等之儀、其取次に別人相手副、聞候て、以_二其上_一、

各談合可_レ申事、

付、奉行之外、つきもなき衆申儀候共、聞入間敷事、

一 法度に漏緩怠之者、不_レ可_二許容_一事、

付、眞眞之者、同罪之事、

一 喧嘩於_二仕出之輩_一者、上下共に相手に可_二申付_一之事、

一 召仕者之次第、上中下共に、相定之前於_二猥之候_一者、各として

可_二申聞_一事、

付、若無_二承引_一者、遂_二披露_一、一途可_二申付_一事、

一方々々差遣使、相定申聞之日限於_二致_一延引_一者、給地可_二召放_一事、

一 与力一所之者、可_レ隨_二公儀_一事、

付、与力一所之者給地明所之儀寄親手裁判、可_レ為_二曲事_一之事、

一 又小者下知、其主々堅可_二申付_一候、以_二其上_一猥候者、可_レ加_二成

敗_一事、

右條々之旨、為_レ旁被_レ成_二御心得_一、年寄并奉行之者に堅被_二仰聞_一、

合点之趣書載、承_レ之、可_レ得_二其心_一者也、

元龜三年壬申

十二月朔日

隆景

左近允殿（福良貞俊）

下野守殿（口羽通良）

元春

右御条数之段、於_二四人_一致_二承知_一、尤存候、御年寄衆并奉行衆え

堅申渡之、存_二其旨_一之通、被_レ載_レ左訖、

十二月二日

貞俊（花押）

通良（花押）

赤川十郎左衛門尉殿

平佐藤右衛門尉殿

(以下三名署名省略)

御条敷之旨、御四人として被_レ仰聞_一候、謹奉_レ存_一其旨_一訖、若自今以後於_レ致_レ猥輩_一者、被_レ尋究_一、以_レ其上_一、一途可_レ被_レ仰付_一者也、

十二月三日

元春 (花押)
隆景 (花押)

桂左衛門大夫 (花押)

栗屋縫殿允 (花押)

(以下署名省略)

この条文の内容は次の通りである。

(1) 在城の事、(2) 親子・同類縁類にかかわらず、最_レ偏頗をしてはいけない事、(3) 自国他国から使者や飛脚が来た場合の対応の事、(4) 提言された問題は、自分の身に引きつけて、取り扱_レう事、(5) 裁判や訴訟の件は、取次に添えて聞いてから、みんなで談合する事、(6) 法度を犯した緩怠の者は許してはいけない事、(7) 喧嘩を仕掛けた者は、上下共に相手を勝訴とする事、(8) 召使う者の序列は、上中下共に決定する前に、乱す者をよく言い聞かす事、(9) 派遣された使者が、定められた告知日を引き延ばした場合、給地を没収する事、(10) 与力一所の者は公儀に従_レう事、(11) 小者への命令は、それぞれの主人が嚴重に申し付けること。乱す者は毛利氏が処罰を行う事、の十一條が記載されている。

朝尾直弘氏は、①一条〜六条目は、「公儀」の権力が、行政・外交・裁判を包括する常設の執行機関として集中・強化されつつあることを示している。②七条〜十一條目は、家臣団の統制が進んでいる⁵⁵⁾、と述べている。しかし、この掟は発布された過程が重要である。

この掟は、I「年寄奉行之者申聞条々」とII「各々申聞する条々」の二つに分かれている。Iの条々は、十二月一日に輝元から、「右御條之段、於_レ四人_一致_レ承_レ知_一、尤存候、御年寄衆并奉行衆江堅申渡之、存_レ其旨_一之通、被_レ左_レ載_レ訖_一」として、「御四人」に下された。その承認の下に、十二月二

日に「年寄衆奉行之者」の代表赤川就秀以下五人に申請された。十二月三日に使者の五人を含む年寄・奉行二人によって確認されている。

IIの条々は、Iの条々をもとに年寄・奉行二人が評定して、兼重元宣以下二人に命じ、十二月十三日に二人に確認された。

この形式から、朝尾氏は、「揆中」的な性格を完全に解体していない家臣団との対立を孕んでおり、それを克服できなかった⁵⁶⁾、と述べている。岸田裕之氏は、「御四人」の補佐のもとに、元就時代から諸規定をまとめた形の掟を作成し、権力中枢における管理運営の公儀性の質を高めべく、罰則規定も合わせて発布した⁵⁵⁾、と述べている。

中司健一氏は、この掟について次のように述べている。輝元から「御四人」に打診され、「御四人」の同意を得た上で、年寄・奉行に対し、「御四人」として被_レ仰聞_一とあるため、段銭や普請役についても、輝元と「御四人」の意見交換で行われていた。輝元は、「御四人」の承認を得て初めて実行できた⁵⁶⁾。

光成準治氏は、掟の発布経緯から「御四人」による規制の焦点は、輝元自身ではなく、輝元奉行衆にあったと捉え、輝元政権は、初動段階において、権限が制限された形態を法によって定められた⁵⁵⁾、と述べている。

以上、この掟は輝元の権力強化ではなく、「御四人」の補佐によって公儀・「家中」統制を行うことができたことを示している。形式も「御四人」を通して、お年寄りと奉行衆に出されていることから、奉行衆が輝元を傀儡にして恣にしないために「御四人」による抑止力の役割も果たしていた。

また「御四人」には、吉川・小早川家当主が含まれ、彼等が掟の決定権を握っている。血縁的補強によって毛利氏領国の統制を図ったのである。元就死去による体制的危機を乗り越えるために、輝元を毛利氏「家中」と両川家が補佐・規制する体制をとった。こうして毛利氏は領国の統制に成功した。

本稿では、元就の家督相続から輝元の当主相続までの毛利氏について、先行研究を踏まえて、「家中」の成立・拡大とその構成、そして輝元と御四人体制について検討した。

「家中」の成立については、享禄起請文と天文起請文を比較した。享禄起請文では、署判者の中で井上氏が九名と多く、井上氏の影響力が大きい事を示している。しかし、惣領の井上元兼が署判しておらず、享禄起請文は「家中」の成立を表すとは言えない。

天文起請文は、署判者数が多く、喧嘩・人返し・所領、戦争などの重要事項を取りあげている。家中への上意成敗権を毛利氏が行使できると定めていることから、天文起請文が「家中」の成立を示す史料と言える。また、天文起請文は「言上条々」と「従上様二弓矢二付条々」の二つから成っており、重層的な領主の結集体であることを物語っている。井上元兼誅伐による毛利氏の体制的危機を共同で克服したのだ。

次に、防長征服後の弘治三年（一五五七年）の起請文をもとに、毛利氏「家中」の拡大について検討した。弘治起請文には、安芸国衆の庶子天野・熊谷氏など、新たに五三氏が追加されている。これは「家中」が固定化することなく拡大することに成功したことを示している。

国衆との関係は、弘治三年の毛利元就外十一名契状から検討した。傘連判の形式をとっていることから、国衆は毛利氏の「家中」ではないことが分かる。しかし、弘治三年の傘連判契状前に作成された弘治契状では、署判者は違反があれば、どの国衆の家臣でも処罰できると定めている。これは、毛利氏が国衆を「家中」へ編入する始まりであることを示している。

毛利氏「家中」の構成については、弘治三年の正月佳例書から検討した。井上元兼の罪状に、正月のあいさつにこないことが挙げられている。このことから、本人が直接拝賀に来た者が毛利氏の「家中」であると考えられる。国衆は、毛利氏に使者を派遣しており、毛利氏の「家中」に含まれないことが分かる。正月佳例書からみえる毛利氏「家中」の構成は、①毛利氏との人的結合が強い順に拝賀の日にちが決まっている。②毛利氏の重要な家臣以外は、身分的・地縁的關係は「衆」としてまとめて把

握された。③外様家臣は、旧尼子・大内家臣だけでなく、高田郡に住んでおり、座敷に上がる者も含まれる。以上が毛利氏「家中」の構成である。

次に「御四人」体制について検討した。隆元が急死し、輝元が十三歳で毛利氏の当主となったため、元就は「御四人」体制を構築して輝元を補佐させた。「御四人」とは吉川元春・小早川隆景の国衆両家であり、福原貞俊・口羽通良は、毛利氏「家中」の最高位である。元就の没後に輝元は正式に当主となったが、その後も「御四人」体制を中心にして統治が継続された。元龜三年（一五七二年）に出された掟は、「御四人」を通して出されている。「御四人」のうちの吉川元春・小早川隆景は、毛利氏「家中」には含まれないが、元就の息子であるため、毛利氏の公儀・「家中」統制に介入することができた。そして、元就死去による危機を、毛利氏・「家中」・両川家の共同で乗り切った。この体制は、豊臣氏の配下に下るまで継続されていることから、戦国期の毛利氏「家中」は、一元的な家中ではなく、重層的な領主の結集体のままであったことが分かる。最後に、残された今後の課題として、①弘治三年以降の「家中」の拡大と、②「家中」への国衆の編入を挙げておきたい。天正十六年以降の奉行人をみると、譜代家臣以外にも、尼子氏の旧家臣であった佐世清宗の次男佐世元嘉が登用されている。村井良介氏はそれを「毛利氏家中の拡大という意味を持っている」⁵⁸と指摘した。天正十六年以降の官僚面から、毛利氏「家中」のさらなる拡大を明らかにできると思われる。

次に、②「家中」への国衆の編入については、慶長十年（一六〇五年）の家臣連署起請文が重要である⁵⁹。この慶長起請文には、安芸国の国衆赤戸・平賀・天野・阿曾沼氏、備後国の国衆馬屋・檜先氏、出雲・石見国の国衆益野氏、日野氏が署判している。これは、毛利氏が国衆を「家中」に編入することでできたことを物語っている。残念ながら、毛利氏「家中」を表す弘治起請文から慶長起請文までの約五十年間は、毛利氏「家中」に関わる史料が今のところ確認できない。この間に、国衆が毛利氏「家中」へどのように編入されていったのが、今後の課題となるだろう。

注

- (1) 菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的性格―毛利氏を事例に―」(『歴史学研究』七八四、二〇〇一年、一頁)
- (2) 藤木久志編『戦国大名論集一四 毛利氏の研究』(吉川弘文館、一九八四年)
- (3) 岸田裕之編『戦国大名論集六 中国大名の研究』(吉川弘文館、一九八四年)
- (4) 村井良介編『論集戦国大名と国衆一七 安芸毛利氏』(岩田書院、二〇一五年)
- (5) 岸田裕之『大名領国の構成的展開』(吉川弘文館、一九八三年)
- (6) 岸田裕之『大名領国の経済構造』(吉川弘文館、二〇〇一年)
- (7) 岸田裕之『大名領国の政治と意識』(吉川弘文館、二〇一一年)
- (8) 秋山伸隆『戦国大名毛利氏の研究』(吉川弘文館、一九九八年)
- (9) 岸田裕之『毛利元就』(ミネルヴァ書房、二〇一四年、三一頁～三二頁)
- (10) 池享『毛利氏領国の拡大と尼子・大友氏』(吉川弘文館、二〇二〇年、一二頁)
- (11) 岸田裕之『毛利元就』(吉川弘文館、二〇一四年、三三頁～三四頁)
- (12) 『大日本古文書家分け第八 毛利家文書之二』三九六号
- (13) 菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的性格―毛利氏を事例に―」(『歴史学研究』七八四、二〇〇一年、二頁～三頁)
- (14) 『大日本古文書家分け第八 毛利家文書之二』五七六号
- (15) 石井進他『日本思想大系二一 中世政治社会思想上』(岩波書店、一九九四年、五五二頁)
- (16) 岸田裕之『毛利元就』(吉川弘文館、二〇一四年、四五頁)
- (17) 松浦義則「戦国期毛利氏「家中」の成立」(『論集 戦国大名と国衆一七 安芸毛利氏』、岩田書院、二〇一五年、五七頁～五九頁)
- (18) 朝尾直弘『朝尾直弘著作集第三卷』(岩波書店、二〇〇四年、五〇頁)
- (19) 河合正治『安芸毛利氏一族』(吉川弘文館、二〇一四年、一七三頁)
- (20) 朝尾直弘『朝尾直弘著作集第三卷』(岩波書店、二〇〇四年、五〇頁)
- (21) 河合正治『安芸毛利氏一族』(吉川弘文館、二〇一四年、一七三頁～一七四頁)
- (22) 『大日本古文書家分け第八 毛利家文書之二』四〇一号
- (23) 菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的性格―毛利氏を事例に―」(『歴史学研究』七八四、二〇〇一年、八頁)
- (24) 加藤益幹「戦国大名毛利氏の奉行人制について」(『戦国大名論集一四 毛利氏の研究』、吉川弘文館、一九八四年、一五一頁)
- (25) 朝尾直弘著『朝尾直弘著作集第三卷』(岩波書店、二〇〇四年、五二頁)
- (26) 池享『大名領国制の研究』(校倉書房、一九八三年、七〇頁)
- (27) 朝尾直弘『朝尾直弘著作集第三卷』(岩波書店、二〇〇四年、五二頁～五三頁)
- (28) 池享『大名領国制の研究』(校倉書房、一九八三年、三二八頁～三二九頁)
- (29) 石井進他『日本思想大系二一 中世政治社会思想上』(岩波書店、一九七二年、五五三頁)
- (30) 岸田裕之『毛利元就』(ミネルヴァ書房、二〇一四年、七〇頁)
- (31) 河合正治『安芸毛利氏一族』(吉川弘文館、二〇一四年、一七六頁～一七九頁)
- (32) 池享『毛利氏領国の拡大と尼子・大友氏』(吉川弘文館、二〇二〇年、一九頁～三四頁)
- (33) 『大日本古文書家分け第八 毛利家文書之二』四〇二号
- (34) 池享『大名領国制の研究』(校倉書房、一九八三年、三二八頁～三二九頁)
- (35) 菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的性格―毛利氏を事例に―」(『歴史学研究』七八四、二〇〇一年、六頁～七頁)
- (36) 菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的性格―毛利氏を事例に―」(『歴史学研究』七八四、二〇〇一年、六頁)
- (37) 『大日本古文書家分け第八 毛利家文書之二』二四五号
- (38) 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』(塙書房、一九九八年、七〇頁)

- (39) 池享『大名領国制の研究』（校倉書房、一九八三年、三四五頁）
- (40) 『大日本古文書家分け第八 毛利家文書之一』二二四号
- (41) 菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的性格―毛利氏を事例に―」（『歴史学研究』七四八、二〇〇一年、一二頁～一三頁）
- (42) 『萩藩閥閥録』一、四四三頁～四四四頁
- (43) 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』（塙書房、一九九八年、七三頁）
- (44) 『大日本古文書家分け第八 毛利家文書之二』三三九号
- (45) 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』（塙書房、一九九八年、七九頁）
- (46) 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』（塙書房、一九九八年、八〇頁～八四頁）
- (47) 村田修三「戦国大名毛利氏の権力構造」（『戦国大名論集一四 毛利氏の研究』、吉川弘文館、一九八四年、五七頁）
- (48) 河合正治「戦国大名毛利氏の性格」（『戦国大名論集一四 毛利氏の研究』、吉川弘文館、一九八四年、八頁）
- (49) 矢田俊文『日本中世戦国期権力構造の研究』（塙書房、一九九八年、八一頁）
- (50) 菊池浩幸「戦国期「家中」の歴史的性格―毛利氏を事例に―」（『歴史学研究』七四八、二〇〇一年、八頁）
- (51) 光成準治『毛利輝元』（ミネルヴァ書房、二〇一六年、九八頁）
- (52) 『大日本古文書家分け第八 毛利家文書之二』四〇四号
- (53) 朝尾直弘『朝尾直弘著作集第三卷』（岩波書店、二〇〇四年、五三頁）
- (54) 朝尾直弘『朝尾直弘著作集第三卷』（岩波書店、二〇〇四年、五三頁）
- (55) 岸田裕之『毛利元就』（ミネルヴァ書房、二〇一四年、三八八頁）
- (56) 中司健一「毛利氏「御四人」の役割とその意義」（『史学研究』二四五、二〇〇四年、五六頁）
- (57) 光成準治『毛利輝元』（二〇一六年、一〇二頁）
- (58) 村井良介編『論集戦国大名と国衆一七 安芸毛利氏』（岩田書院、二〇一五年、三四頁）
- (59) 『大日本古文書家分け第八 毛利家文書之四』一二八四号